

福県医発第1053号(地)

平成17年 9月 2日



各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師
会 長 竹 嶋 康



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

時下貴職益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行につきましては、平成16年10月15日付福県医発第1261号をもってお送りいたしました。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、動物の輸入届出制度に関連する告示が平成17年7月27日をもって公布され、平成17年9月1日から施行、又は適用されることから、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部(局)長宛に通知が行われた旨、日本医師会を通じて連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、本件は獣医師等を対象としたものでありますが、貴会におかれましてもご了知いただきますようよろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

担当理事 友清 明



(地Ⅲ 8 4)

平成 1 7 年 8 月 2 6 日

都道府県医師会

感染症危機管理担当理事 殿

日本医師会感染症危機管理対策室長

雪 下 國 雄

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行について

時下益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令の施行につきましては、平成 1 6 年 1 0 月 6 日付（地Ⅲ 1 1 7）をもってお送りいたしました。

今般、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づく、動物の輸入届出制度に関連する告示が平成 1 7 年 7 月 2 7 日に公布され、平成 1 7 年 9 月 1 日から施行、又は適用されることから、厚生労働省健康局結核感染症課長より各都道府県、政令市、特別区衛生主管部（局）長宛に通知が行われ、本会に対しても周知方依頼がありました。

つきましては、本件は主に獣医師等を対象としたものでありますが、貴会におかれましてもご了解いただき、よろしくご高配のほどお願い申し上げます。

健感発第 0808001 号

平成 17 年 8 月 8 日

社団法人 日本医師会
感染症危機管理対策室長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長



感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 124 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく動物の輸入届出制度に関連する告示が平成 17 年 7 月 27 日に公布され、同年 9 月 1 日から施行し、又は適用されることとされたところですが、その概要及び留意事項は、別添のとおりですので、御了知の上、関係者に対して周知いただくよう要請します。

なお、参考までに動物の輸入届出制度に係る省令及び告示を添付します。



健感発第 0808001 号
平成 17 年 8 月 8 日

各 (都道府県
政 令 市
特 別 区) 衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省健康局結核感染症課長

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の
一部を改正する省令の施行等について

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則の一部を改正する省令（平成 17 年厚生労働省令第 124 号）及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成 10 年法律第 114 号）に基づく動物の輸入届出制度に関連する告示が平成 17 年 7 月 27 日に公布され、同年 9 月 1 日から施行し、又は適用されることとされたところであるが、その概要及び留意事項は、下記のとおりであるので、了知の上、関係者に対して周知されたい。

記

- 1 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成 10 年厚生省令第 99 号）の一部改正
 - (1) 第 29 条第 3 項第 2 号関係
不動産登記法（平成 16 年法律第 123 号）の施行に伴い、「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改めること。
 - (2) 第 29 条第 3 項第 4 号及び別表第 1 の第 2 項関係
齧歯目に属する動物であって、感染性の疾病の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのないことが確認され、動物を介して人に感染するおそれのある疾病が発生し、又はまん延しないよう衛生的な状態で管理されているもの（以下「高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物」という。）

について、届出書に添付すべき書類、当該届出書の記載事項等を定めること。

(3) 第31条第1項の第9号関係

高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物について、衛生証明書の記載事項を定めること。

(4) 別表第2関係

届出書の提出先のうち、「名古屋検疫所名古屋空港検疫所支所」を「名古屋検疫所中部空港検疫所支所」に改めること。

2 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成16年厚生労働省告示第336号）の一部改正

(1) 第1号関係

不動産登記法の施行に伴い、「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改めること。

(2) 第2号関係

届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類として、住民票の謄本及び抄本、住民票記載事項証明書、登録原票の写し並びに登録原票記載事項証明書を新たに定めること。

3 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類（平成16年厚生労働省告示第337号）の一部改正

(1) 第2号関係

不動産登記法の施行に伴い「法人登記簿の謄本」を「法人の登記事項証明書」に改めること。

4 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状（平成17年厚生労働省告示第352号）の制定

高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物を輸入の際入れるべき容器の材質及び形状を定めたこと（別紙参照）。

(別紙)

高度な衛生管理がなされている齧歯目に属する動物（SPF実験動物）を
入れる容器の材質及び形状

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第1
の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状は、具体的には、国
際航空輸送協会（IATA）の生きた動物に関する規約に準拠し、以下のとおり
である。

1 容器の材質

(1) 本体

耐水加工された段ボールやプラスチック等（木材は除く。）

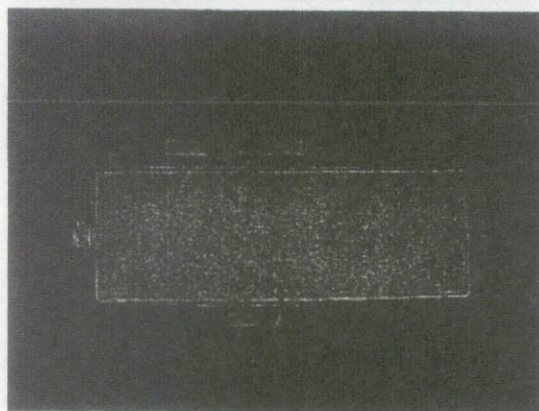
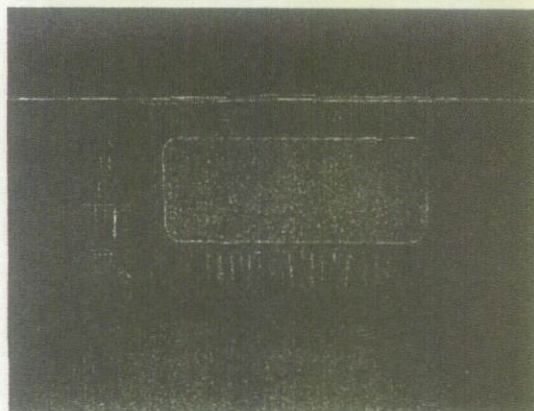
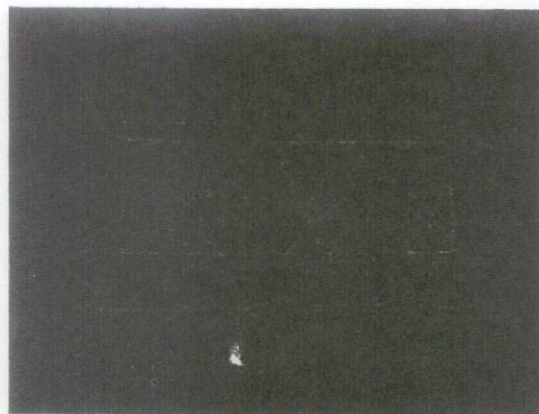
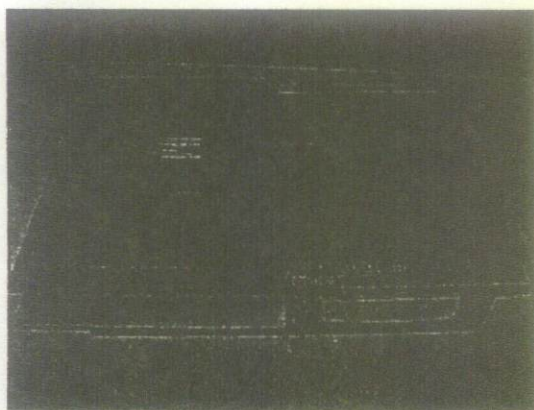
(2) 内表面

金網やプラスチックシートにより、SPF実験動物により本体が損傷し
ないようにされており、換気用のフィルターは耐水性があり破けないこと。

2 容器の形状

簡単に開閉できない構造であって、箱を開封しなくとも中を見ることがで
きる窓があること。

《輸送箱の例》



動物の輸入届出制度関係省令及び告示一覧

1. 省令

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則」

(平成10年厚生省令第99号) (抜粋) (別紙1)

2. 告示

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類」

(平成16年厚生労働省告示第336号) (別紙2)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類」

(平成16年厚生労働省告示第337号) (別紙3)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める保管施設の基準」

(平成16年厚生労働省告示第338号) (別紙4)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状」

(平成17年厚生労働省告示第352号) (別紙5)

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する狂犬病の発生していない地域」

(平成16年厚生労働省告示第339号)

※ 現在改正手続中

「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域」

(平成16年厚生労働省告示第340号)

※ 現在改正手続中

○ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（抄）

平成十年十二月二十八日
厚生省令第九十九号

第八章 輸入届出

(届出動物等)

第二十八条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める届出動物等は、別表第一の各項の第一欄に掲げる動物又は動物の死体とし、同条第一項に規定する当該届出動物等ごとに厚生労働省令で定める感染症は、同欄に掲げる動物又は動物の死体の区分に応じ、それぞれ当該各項の第二欄に定める感染症とする。

(輸入届出)

第二十九条 法第五十六条の二第一項の規定による届出動物等の輸入の届出は、当該届出動物等の到着後遅滞なく、別記様式第三による届出書二通を別表第二の上欄に掲げる当該届出動物等の到着地につきそれぞれ同表の下欄に定める検疫所（検疫所の支所を含む。以下同じ。）の長（厚生労働大臣が感染症の発生を予防し、又はそのまん延を防止するため緊急の必要があると認めて同欄に定める検疫所と異なる検疫所を指定したときは、その検疫所の長）に提出して行うものとする。

2 法第五十六条の二の厚生労働省令で定める届出書の記載事項は、次のとおりとする。

一 用途

二 原産国

三 由来

四 輸出国及び積出地

五 搭載船舶名又は搭載航空機名

六 搭載年月日

七 到着年月日

八 到着地及び保管場所

九 荷送人及び荷受人の氏名及び住所（これらの者が法人であるときは、その名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名。第三十一条第一項第五号において同じ。）

十 輸送中の事故の概要

十一 衛生証明書（法第五十六条の二第一項後段に規定する証明書をいう。以下同じ。）の発行番号

十二 衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴

十三 輸入後の保管施設の名称及び所在地（個人に飼養される場合は、その飼養者の氏名及び住所又は居所）

十四 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の番号

十五 その他厚生労働大臣が感染症の発生の予防及びそのまん延の防止のため必要と認める事項

3 第一項の届出書には、衛生証明書又はその写し及び次に掲げる書類を添えなければならない

い。ただし、法第五十六条の二第一項の届出に際して第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類（三月以内に作成されたものであって、その内容に変更がないものに限る。）であって厚生労働大臣が定めるものについては、当該届出書にその旨が付記されたときは、この限りでない。

- 一 個人にあつては、届出者の氏名及び住所又は居所と同一の氏名及び住所又は居所が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、外国人登録証明書、住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十四第一項に規定する住民基本台帳カードその他法律又はこれに基づく命令の規定により交付された書類であつて当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類
 - 二 法人にあつては、法人の登記事項証明書、印鑑登録証明書その他当該届出者が本人であることを確認するに足りるものとして厚生労働大臣が定める書類
 - 三 当該届出動物等の輸入に係る船荷証券又は航空運送状の写し
 - 四 別表第一の第二項の第一欄に定める届出動物等に係る届出書にあつては、感染性の疾病の病原体に関する検査の結果、当該届出動物等が感染症の病原体を媒介するおそれがないものと認められる旨を証する書面
 - 五 検疫所の長が第五項の規定により提出を指示した書類
- 4 第一項の届出書には、届出者が署名又は記名押印しなければならない。
- 5 検疫所の長は、第一項の届出書及び第三項の添付書類に記載された事項が真正なものであることを確認する必要があると認めるときは、当該事項が真正なものであることを証明する書類の提示若しくは提出を指示し、又は届出者その他の関係者に質問することにより、その内容を確認するものとする。
- 6 検疫所の長は、法第五十六条の二第一項の規定による届出が法及びこの省令の規定に適合し、かつ、その内容が真正であるものと認めたときは、第一項の届出書に当該届出を受理した旨を記入し、そのうち一通を届出受理証として届出者に交付するものとする。
- 7 検疫所の長は、前項の規定に適合しないときは、届出者に対し、当該届出動物等をその定める方法により適正に処理するよう指示するものとする。この場合において、届出者は、自ら又は他人に委託して適正な処理を確保しなければならない。

（衛生証明書の記載事項）

第三十条 法第五十六条の二第一項の規定により衛生証明書に記載されなければならない事項のうち第二十八条に規定する感染症にかかっていない旨又はかかっている疑いがない旨の記載は、別表第一の各項の第二欄に定める当該感染症ごとにそれぞれ当該各項の第三欄に定める事項について確認が行われた旨を明示したものでなければならない。

- 2 前項の規定において、当該届出動物等に係る原産国、輸出国又は積出地において当該感染症の発生及びまん延又はそのおそれが生じた場合、衛生証明書に虚偽記載又は変造がある場合その他感染症にかかっていない又はかかっている疑いがない旨を証明することができないと厚生労働大臣が認める場合にあつては、当該確認が行われていないものとする。

第三十一条 法第五十六条の二第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 一 輸出国の政府機関の名称及び所在地
- 二 輸出国の政府機関の担当職員の官職及び氏名
- 三 発行年月日

四 発行番号

五 荷送人及び荷受人の氏名及び住所

六 輸入しようとする届出動物等の種類及び数量

七 輸入しようとする届出動物等の積出地、搭載年月日及び搭載船舶名又は搭載航空機名

八 齧歯目に属する動物又はその死体（別表第一の第一項の第一欄及び同表の第六項の第一欄に掲げるものに限る。）にあっては、その出生した施設及び保管施設の名称及び所在地

九 齧歯目に属する動物（別表第一の第二項の第一欄に掲げるものに限る。）にあっては、その出生以来保管されている施設の名称及び所在地

2 衛生証明書は、英語で記載がされ、輸出国の政府機関の押印又は浮出し及び前項第二号の担当職員の署名又は記名押印がされたものでなければならない。

厚生労働大臣 殿

検疫所(支所)

動物又はその死体を輸入するので、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)第56条の2の規定により届け出ます。

なお、同法及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則(平成10年厚生省令第99号)を遵守し、記載事項に虚偽がないことを誓約します。

届 出 年 月 日 年 月 日

氏 名 (印) (署名又は記名押印)

住 所

連絡先電話番号

(法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)

種 類			
数 量			
原 産 国	由	来	
用 途	搭 載 船 舶 (航 空 機) 名		
輸 出 国 及 び 積 出 地	到 着 地 及 び 保 管 場 所		
搭 載 年 月 日	到 着 年 月 日		
船荷証券又は航空運送状の番号	衛生証明書の発行番号		
衛生証明書の記載に係る動物の性別、年齢及び個体識別上の特徴			
荷送人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)			
荷受人の氏名及び住所 (法人の場合、名称、所在地及び代表者の氏名)			
輸入後の保管施設の名称及び所在地 (法人の場合、氏名及び住所)			
輸送中の事故の概要			
備 考 (検 疫 所 使 用 欄)	届 出 を 受 理 し た 旨		

別表第一（第二十八条及び第三十条関係）

第一欄（届出動物等）	第二欄（感染症）	第三欄（事項）
一 齧歯目に属する動物（法第五十四条に規定する指定動物（以下「指定動物」という。）及び次項の第一欄に掲げるものを除く。）	ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、野兔病及びレプトスピラ症	一 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。 二 過去十二月間に第二欄に定める感染症が発生していない保管施設（厚生労働大臣が定める基準に適合するものとして輸出国の政府機関の指定したものに限る。第六項の第三欄において同じ。）において、出生以来保管されていたこと。
二 齧歯目に属する動物（指定動物を除く。）であって、感染性の疾病の病原体に汚染され、又は汚染された疑いのないことが確認され、動物を介して人に感染するおそれのある疾病が発生し、又はまん延しないよう衛生的な状態で管理されているもの（厚生労働大臣が定める材質及び形状に適合する容器に入れられているものに限る。）	ペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺炎症候群、野兔病及びレプトスピラ症	一 齧歯目に属する動物が次のいずれにも該当する保管施設において、他の区域から隔離され、当該齧歯目に属する動物以外の動物が存在しない場所で出生以来保管されていたこと。 イ 獣医師その他の関係者から構成される協議会の監督を受けて飼養管理（当該齧歯目に属する動物及びその繁殖、出荷、死亡等に関する情報の管理を含む。ホにおいて同じ。）及び衛生管理が行われていること。 ロ 動物の侵入を防止するための措置が講じられていること。 ハ 動物が当該施設に持ち込まれる際に、感染性の疾病の病原体に汚染されていないことについての確認が行われ、動物を介して人に感染するおそれのある疾病の病原体の侵入が防止されていること。 ニ 施設内の動物に対し、感染性の疾病の病原体の有無に関する検査が定期的に行われていること。 ホ 帳簿を備え付けて当該齧歯目に属する動物の飼養管理及び衛生管理に関する事項を記録し、かつ、当該帳簿を保存していること。 二 出生以来、感染性の疾病の病原体を用いた実験の用に供されていないこと及び当該実験の用に供された動物と接触していないこと。
三 うさぎ目に属する動物（家畜伝染病予防法	狂犬病	一 輸出の際に、狂犬病の臨床症状を示していないこと。

(昭和二十六年法律第百六十六号)第三十七条第一項に規定する指定検疫物(以下「指定検疫物」という。)を除く。第八項及び第九項において同じ。)		二 次のいずれかに該当すること。 イ 狂犬病の発生していない地域として厚生労働大臣の指定する地域(以下この号において「指定地域」という。)で、過去六月間又は出生若しくは捕獲以来保管されていたこと。 ロ 指定地域以外の地域で、過去十二月間狂犬病が発生していない保管施設において、過去十二月間又は出生以来保管されていたこと。 ハ 指定地域以外の地域で、検疫施設(輸出国の政府機関の監督を受けて、他の動物との直接又は間接の接触のない状態で隔離された動物群について、必要な期間の観察、検査及び処置を行う施設をいう。以下この表において同じ。)において、過去六月間又は出生以来係留されていたこと。 ニ 指定地域以外の地域から指定地域に輸入されたもので、当該輸入の際にロ又はハのいずれかに該当することが確認され、かつ、当該輸入以来指定地域で保管されていたこと。
	野兎病	一 輸出の際に、野兎病の臨床症状を示していないこと。 二 過去十二月間野兎病が発生していない保管施設において、過去十二月間又は出生以来保管されていたこと。 三 マダニの駆除を受けたこと。 四 検疫施設において、過去十五日間又は出生以来係留されていたこと。
四 哺乳類に属する動物(指定動物、前三項の第一欄に掲げるもの、狂犬病予防法(昭和二十五年法律第二百四十七号)第二条第一項各号に掲げるもの及び指定検疫物を除き、陸生のものに限る。)	狂犬病	前項の第二欄の狂犬病の区分に対応する第三欄に定める事項
五 鳥類に属する動物(	ウエストナイル	一 輸出の際に、ウエストナイル熱及び高病原

指定検疫物を除く。)	熱及び高病原性鳥インフルエンザ	性鳥インフルエンザの臨床症状を示していないこと。 二 出生以来飼養されていたものにあつては、日本国が加盟している国際機関が高病原性鳥インフルエンザの発生していないとする地域のうち厚生労働大臣が指定する地域（次号において「指定地域」という。）で、保管施設（蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。）において、過去二十一日間又は出生以来保管されていたこと。 三 出生以来飼養されていたもの以外のものにあつては、指定地域で、検疫施設（蚊の侵入を防止するための措置が講じられているものに限る。）において、過去二十一日間又は出生以来係留されていたこと。
六 齧歯目に属する動物の死体（次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。）	ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症	過去十二月間第二欄に定める感染症が発生していない保管施設において出生以来保管されていた齧歯目に属する動物の死体であること。
七 齧歯目に属する動物の死体であつて、ホルムアルデヒド溶液（濃度が三・五重量パーセント以上のものに限る。以下同じ。）又はエタノール溶液（濃度が七十重量パーセント以上のものに限る。以下同じ。）のいずれかの溶液中に密封されたもの	ペスト、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症	一 輸出の際に、ホルムアルデヒド溶液又はエタノール溶液のいずれかの溶液中に浸漬し、死体の中心まで当該溶液を浸透させたものであること。 二 輸出の際に、密封容器（日常の取扱い又は通常の保存状態において、気体又は微生物の侵入するおそれのない容器をいう。）に当該溶液及び死体が入れたものであること。
八 うさぎ目に属する動物の死体（次項の第一欄に掲げるものを除く。第三欄において同じ。）	野兔病	第三項の第二欄の野兔病の区分に対応する第三欄第二号 から第四号までのいずれにも該当するうさぎ目に属する動物の死体であること。
九 うさぎ目に属する動物の死体であつて、ホルムアルデヒド溶液又	野兔病	第七項の第三欄に定める事項

はエタノール溶液のい ずれかの溶液中に密封 されたもの		
-----------------------------------	--	--

別表第二（第二十九条関係）

届出動物等の到着地	検疫所の名称
北海道（新千歳空港を除く。）	小樽検疫所
北海道（新千歳空港に限る。）	小樽検疫所千歳空港検疫所支所
青森県 岩手県 宮城県（仙台空港を除く。） 秋田県 山形県 福島県	仙台検疫所
宮城県（仙台空港に限る。）	仙台検疫所仙台空港検疫所支所
千葉県（成田国際空港に限る。）	成田空港検疫所
茨城県 東京都（東京国際空港を除く。） 長野県	東京検疫所
千葉県（成田国際空港を除く。）	東京検疫所千葉検疫所支所
東京都（東京国際空港に限る。）	東京検疫所東京空港検疫所支所
神奈川県（川崎港に限る。）	東京検疫所川崎検疫所支所
神奈川県（川崎港を除く。）	横浜検疫所
新潟県 富山県 石川県	新潟検疫所
愛知県（中部国際空港を除く。）	名古屋検疫所
静岡県	名古屋検疫所清水検疫所支所
愛知県（中部国際空港に限る。）	名古屋検疫所中部空港検疫所支所
三重県 和歌山県（新宮港及び勝浦港に限る。）	名古屋検疫所四日市検疫所支所
福井県 京都府 大阪府（関西国際空港を除く。） 和歌山県（新宮港及び勝浦港を除く。）	大阪検疫所
大阪府（関西国際空港に限る。）	関西空港検疫所
兵庫県	神戸検疫所
鳥取県 島根県 岡山県 広島県（広島空港を除く。） 山口県（関門港を除く。） 徳島県 香川県 愛媛県 高知県	広島検疫所
広島県（広島空港に限る。）	広島検疫所広島空港検疫所支所
福岡県（関門港、苅田港及び福岡空港を除く。） 佐賀県（伊万里港を除く。） 長崎県（佐世保港、松浦港、長崎港、三重	福岡検疫所

式見港、松島港及び長崎空港を除く。) 熊本県(水俣港及び八代港を除く。) 大分県 宮崎県 鹿児島県(鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港を除く。)	
山口県(関門港に限る。) 福岡県(関門港及び苅田港に限る。)	福岡検疫所門司検疫所支所
福岡県(福岡空港に限る。)	福岡検疫所福岡空港検疫所支所
佐賀県(伊万里港に限る。) 長崎県(佐世保港、松浦港、長崎港、三重式見港、松島港及び長崎空港に限る。)	福岡検疫所長崎検疫所支所
熊本県(水俣港及び八代港に限る。) 鹿児島県(鹿児島港、川内港、枕崎港、喜入港、串木野港及び鹿児島空港に限る。)	福岡検疫所鹿児島検疫所支所
沖縄県(那覇空港を除く。)	那覇検疫所
沖縄県(那覇空港に限る。)	那覇検疫所那覇空港検疫所支所

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類

〔平成十六年九月十五日
厚生労働省告示第三百三十六号〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十九条第三項ただし書の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十九条第三項ただし書に規定する厚生労働大臣が定める書類は、次のとおりとする。

- 一 法人の登記事項証明書（法第五十六条の二第一項の届出に際して規則第二十九条第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類であって、その内容に変更がないものに限る。）
- 二 住民票の謄本若しくは抄本、住民票記載事項証明書、登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書又は印鑑登録証明書（法第五十六条の二第一項の届出に際して規則第二十九条第一項の規定により当該検疫所の長に提出した書類であって、その内容に変更がないものに限る。）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類

平成十六年九月十五日
厚生労働省告示第三百三十七号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則第二十九条第三項第一号及び第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める書類

一 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第二十九条第三項第一号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。

イ 届出者の氏名及び住所若しくは居所（日本国内におけるものに限る。以下同じ。）が記載されている旅券、運転免許証、健康保険の被保険者証、住民基本台帳カード又は外国人登録証明書（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）に定める在留資格若しくは日本の国籍を有する者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法（平成三年法律第七十一号）に定める特別永住者として永住することのできる資格（以下「在留資格等」という。）を有しない者に係るものを除く。）の写し（その有効な原本を提示した場合に限る。）

ロ 届出者の氏名及び住所若しくは居所が記載されている住民票の謄本若しくは抄本、住民票記載事項証明書、登録原票の写し若しくは登録原票記載事項証明書（在留資格等を有しない者に係るものを除く。）又は印鑑登録証明書（届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）

二 規則第二十九条第三項第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。

イ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書（届出の日前三月以内に作成されたものに限る。以下同じ。）並びに届出書に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）

ロ 届出者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名が記載されている法人の登記事項証明書並びに法人の代表者に係る一に規定する書類

三 代理人が届出を行う場合にあっては、規則第二十九条第三項第一号又は第二号に規定する書類は、イ又はロに掲げるものとする。

イ 本人及び代理人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状（本人が署名又は記名押印したものに限る。）

ロ 本人に係る一又は二に規定する書類並びに委任状（本人が記名押印したものに限る。）及び当該委任状に押印された印鑑に係る印鑑登録証明書（届出の日前三月以内に作成されたものに限る。）

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の第一項の第三欄第二号の規定に基づき厚生労働大臣が定める保管施設の基準

平成十六年九月十五日
厚生労働省告示第三百三十八号

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第一項の第三欄第二号の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める保管施設の基準を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める保管施設の基準

保管施設の指定は、次に掲げる要件を満たしているものについて行うものとする。

- 一 外部からの動物の侵入を防止するための必要な構造を有していること。
- 二 定期的に消毒等の衛生管理が行われていること。
- 三 過去十二月間にペスト、狂犬病、サル痘、腎症候性出血熱、ハンタウイルス肺症候群、野兔病及びレプトスピラ症の発生が、当該施設において人及び動物に臨床的に確認されておらず、かつ、当該施設においてこれらの疾病が発生する可能性がないよう必要な措置が講じられていること。
- 四 動物の衛生管理及び飼養管理（当該施設外からの動物の導入、繁殖、死亡、出荷等に関する情報を含む。）に関する記録簿を備えていること。

- 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状

〔平成十七年七月二十七日
厚生労働省告示第三百五十二号〕

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成十年厚生省令第九十九号）別表第一の第二項の第一欄の規定に基づき、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状を次のように定め、平成十七年九月一日から適用する。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則別表第一の規定に基づき厚生労働大臣が定める容器の材質及び形状

一 材質

- 1 容器の本体の内側の材質は、耐水性の加工紙又は不浸透性材料（木材を除く。）であり、かつ、当該容器に入れられている動物によって損傷しない強度があるものであること。
- 2 容器に組み込まれている換気用のフィルターの材質は、ポリエステル樹脂その他のプラスチック樹脂であり、かつ、塵埃が通過しないものであること。

二 形状

容易に開閉できない構造であり、かつ、容器の内側と外側とが換気用のフィルターのみで接しているものであること。